

FAQ4 通知書や納入書を紛失・破損したとき

Q4-1

特別徴収義務者用の通知書を紛失・破損しました。再発行できますか？

- A 通知書を再発行することができます。
手続きが必要ですので、担当にご連絡ください。

Q4-2

納税義務者用の通知書を紛失・破損しました。再発行できますか？

- A 特別徴収義務者が従業員ご本人にお渡りする前に紛失・破損等した場合は、通知書を再発行することができます。
手続きが必要ですので、担当にご連絡ください。

特別徴収義務者が従業員ご本人にお渡しした後にご本人が紛失・破損等した場合は、再発行することはできません。

税額を確認するには、「所得・課税証明書」(有料)を交付申請していただくか、マイナポータルで照会することができます。

Q4-3

納入書綴りを紛失・破損しました。再発行できますか？

- A 紛失・破損・不足した場合は、再発行いたします。
担当にご連絡ください。

※納入金額に変更があった場合でも、変更後の納入書はお送りしていません。印字されている金額を訂正して使用してください。

※書き損じの場合は、納入金額を印字していない納入書が綴りの後ろのページにありますので、使用してください。